

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和7年5月26日

飯塚市長 武 井 政 一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する告示

(飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の一部改正)

第1条 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第2条、第4条関係)		別表第2(第2条、第4条関係)	
贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
(略)	(略)	(略)	(略)
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たるため、犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から1箇月以上9箇月以内	10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たるため、犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から1箇月以上9箇月以内
11 (略)	(略)	11 (略)	(略)
12 (略)	(略)	12 (略)	(略)

(飯塚市敬老祝品支給要綱の一部改正)

第2条 飯塚市敬老祝品支給要綱(平成19年飯塚市告示第90号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(祝品の不支給) 第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、祝品を支給しないものとする。 (1) (略) (2) 基準日において<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるとき。 (3) (略)	(祝品の不支給) 第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、祝品を支給しないものとする。 (1) (略) (2) 基準日において<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるとき。 (3) (略)

(飯塚市社会福祉法人審査会設置要綱の一部改正)

第3条 飯塚市社会福祉法人審査会設置要綱(平成25年飯塚市告示第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別記(第3条関係) 飯塚市社会福祉法人審査基準 第1・第2 (略) 第3 法人の組織運営 1 役員等 (1)～(4) (略) (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと	別記(第3条関係) 飯塚市社会福祉法人審査基準 第1・第2 (略) 第3 法人の組織運営 1 役員等 (1)～(4) (略) (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと

(法第40条第1項及び第44条第1項)。 ①・② (略) ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第3号) ④ ③に該当する者を除くほか、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第4号) ⑤ (略) (6) (略) 2～7 (略)	(法第40条第1項及び第44条第1項)。 ①・② (略) ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第3号) ④ ③に該当する者を除くほか、<u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第4号) ⑤ (略) (6) (略) 2～7 (略)
--	---

(飯塚市地域密着型施設整備等補助金交付要綱の一部改正)

第4条 飯塚市地域密着型施設整備等補助金交付要綱(平成27年飯塚市告示第353号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(交付の条件) 第6条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を行うに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。 (1) 補助対象事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。 ア～ウ (略)	(交付の条件) 第6条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を行うに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。 (1) 補助対象事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。 ア～ウ (略)

エ 民間事業者(役員等及び実質的に運営しているものを含む。)が、次のいずれかに該当する場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) 福岡県条例第25条第1項第3号の規定により<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 オ (略) (2)～(13) (略)	エ 民間事業者(役員等及び実質的に運営しているものを含む。)が、次のいずれかに該当する場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) 福岡県条例第25条第1項第3号の規定により<u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 オ (略) (2)～(13) (略)
---	--

(飯塚市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 飯塚市子育て世帯訪問支援事業実施要綱(令和5年飯塚市告示第221号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支援員) 第7条 事業者は、次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問する支援員を選考し、派遣するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 以下ア～エに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者 ア <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ～エ (略)	(支援員) 第7条 事業者は、次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問する支援員を選考し、派遣するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 以下ア～エに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者 ア <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ～エ (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)に処せられた者に係る人の資格に関する告示の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

(飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの告示の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱別表第2 10の項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。